

平成27年度 第1回上越市国民健康保険運営協議会次第

日時：平成27年8月5日（水）

午後2時00分～

場所：上越市役所 401会議室

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 会長及び会長職務代理者の選任について

4 議事録署名委員の指名について

5 報告事項

- (1) 上越市国民健康保険税条例の一部改正について（報告）

【資料1】

6 議 事

- (1) 平成26年度上越市国民健康保険特別会計決算（見込み）について

【資料2】

- (2) 平成26年度上越市診療所特別会計決算（見込み）について

【資料3】

- (3) 平成27年度上越市国民健康保険特別会計補正予算（案）について

【資料4】

- (4) その他

7 閉 会

上越市国民健康保険運営協議会委員名簿

(順不同、敬称略)

区 分	氏 名	所属団体等	備考
被保険者を代表する委員 (定数5人)	ほりかわ まきのぶ 堀川 正信	被保険者(合併前上越市)	
	いしかわ クニ 石川 クニ	被保険者(合併前上越市)	新任
	たかなみ さえ子 高波 さえ子	被保険者(安塚・浦川原・大島・牧)	新任
	こいけ まちこ 小池 眞智子	被保険者(柿崎・大潟・頸城・吉川)	新任
	まえだ かずこ 前田 和子	被保険者(中郷・板倉・清里・三和・名立)	新任
保険医又は保険薬剤師 を代表する委員 (定数5人)	はせがわ のぼる 長谷川 登	上越医師会	
	たかはし けいいち 高橋 慶一	上越医師会	
	にしわき ゆきひろ 西脇 幸博	上越歯科医師会	
	たじま しおり 田嶋 志織	上越歯科医師会	新任
	たなか つゆ 田中 露	上越薬剤師会	
公益を代表する委員 (定数5人)	ばば いさむ 馬場 勇	上越地区保護司会	
	おかもと フミ 岡本 フミ	上越人権擁護委員協議会	新任
	よしだ よしひろ 吉田 義廣	新潟県社会保険労務士会 上越支部	新任
	いけだ きょうこ 池田 京子	上越市農業委員会	
	おぎたに けんいち 荻谷 賢一	上越市商工会連絡協議会	
被用者保険等被保険者を 代表する委員 (定数5人)	さとかた ひとし 里方 仁	新潟県被用者保険協議会	新任
	はしづめ たかゆき 橋爪 隆之	新潟県被用者保険協議会	
	どい としのり 土居 稔典	新潟県被用者保険協議会	
	まつざき とみえ 松崎 富江	新潟県被用者保険協議会	
	まるやま よしかず 丸山 良和	新潟県被用者保険協議会	新任

※ 委員任期:平成27年8月1日から平成29年7月31日まで

専決処分した事件の承認について（上越市国民健康保険 税条例の一部改正について）

1 専決理由

平成27年度税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、一部が同年4月1日から施行されることを受け、国民健康保険税の課税限度額及び減額の基準について、所要の改正を行ったもの

2 改正内容

- (1) 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を「51万円」から「52万円」に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を「16万円」から「17万円」に、介護納付金課税額に係る課税限度額を「14万円」から「16万円」にそれぞれ引き上げる。（第3条、第25条関係）
- (2) 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、5割軽減の対象となる世帯の所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を「24万5,000円」から「26万円」に、2割軽減の対象となる世帯の所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を「45万円」から「47万円」にそれぞれ引き上げる。（第25条関係）
- (3) (1)及び(2)の改正は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとする。（附則第2項関係）

3 施行期日

平成27年4月1日

4 上越市国民健康保険税条例改正案新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

改 正 案	改 正 前
<p>（課税額）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主（以下「2項世帯主」という。）を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>52万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>52万円</u>とする。</p> <p>3 後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（2項世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額</p>	<p>（課税額）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主（以下「2項世帯主」という。）を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>51万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>51万円</u>とする。</p> <p>3 後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（2項世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額</p>

改 正 案	改 正 前
<p>とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>17万円</u>とする。</p> <p>4 介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（2項世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>16万円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第25条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、それぞれ基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>52万円</u>を超える場合には、<u>52万円</u>）、後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>17万円</u>を超える場合には、<u>17万円</u>）並びに介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>16万円</u>を超える場合には、<u>16万円</u>）の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>26万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>47万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ 略</p>	<p>とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>16万円</u>とする。</p> <p>4 介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（2項世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>14万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>14万円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第25条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、それぞれ基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>51万円</u>を超える場合には、<u>51万円</u>）、後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>16万円</u>を超える場合には、<u>16万円</u>）並びに介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>14万円</u>を超える場合には、<u>14万円</u>）の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>24万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>45万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ 略</p>

上越市国民健康税条例の一部改正の内容

○ 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る保険税軽減の拡充

国民健康保険税の医療給付費課税額に係る課税限度額を 52 万円（現行 51 万円）に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を 17 万円（現行 16 万円）に、介護納付金課税額に係る課税限度額を 16 万円（現行 14 万円）に、それぞれ引き上げる。

また、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を引き上げる。

<課税限度額の引上げ>

【改正前】

医療給付分	+	後期高齢者支援金等分	+	介護納付金分	=	81 万円
51 万円		16 万円		14 万円		

【改正後】

医療給付分	+	後期高齢者支援金等分	+	介護納付金分	=	85 万円
52 万円		17 万円		16 万円		

<保険税の軽減措置の拡大>

○ 5 割軽減の拡大

【改正前】 基準額 33 万円 + 24.5 万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者※)

【改正後】 基準額 33 万円 + 26 万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者※)

○ 2 割軽減の拡大

【改正前】 基準額 33 万円 + 45 万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者※)

【改正後】 基準額 33 万円 + 47 万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者※)

※国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人で、引き続き同一の世帯に属する人

上越市国民健康保険税条例の一部改正について

1 改正理由

地方税法の一部を改正する法律により、いわゆる租税条約等実施特例法に規定する条約適用配当等に係る分離課税の対象に特定公社債の利子所得等を加える改正規定及び適用区分について、施行期日を改正するもの

2 改正内容

条約適用配当等に係る分離課税の対象に特定公社債の利子所得等を加える改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）及び適用区分について、施行期日を平成29年1月1日から平成28年1月1日に改める。（附則第1項関係）

3 施行期日

公布の日

4 上越市国民健康保険税条例の一部を改正する条例改正案新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

改 正 案	改 正 前
<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。<u>ただし、附則第15項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）及び附則第2項の規定は、平成28年1月1日から施行する。</u></p>	<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>